

裁判員制度における性暴力犯罪被害者のプライバシーと  
安全の確保に関する質問

2009年1月19日

<選任手続きについて>

1. 裁判員法30条1項の質問票に、被害者の氏名が記載されますか。被害者の住所・氏名・年齢その他被害者を特定する可能性のある事項が同法34条1項の質問で明らかにされることはあるのでしょうか。
2. 候補者が被害者とかかわりがあるかどうかを判断するのと同様に、候補者が被告人とかかわりがあるかどうかも判断する必要があります。この判断をするための、候補者に対する法30条規定の質問票や法34条規定の質問において、事件概要や、被害者の氏名を候補者に伝える方法を取ることをお考えでしょうか。
3. 裁判員に選任されなかった候補者に事件について口外しないよう求めるだけでは、被害者のプライバシー侵害を防ぐ手段としては不確実ではないかと思われませんが、ほかにどのような手段を考えておられますか。
4. 万一、裁判員に選任されなかった候補者により事件の情報が漏洩された場合、どのような手段をとる予定がありますか。
5. 裁判員が選任されるまで被害者の住所・氏名・年齢その他被害者を特定する可能性のある事項を絶対開示せず、選任後始めて開示するという方法はとれないでしょうか。
6. 法31条で裁判員候補者の名簿を検察官に送付します。それを被害者に開示して関係者を排除するという方法は考えられていますか。あるいは、性犯罪被害者については、少なくとも形式的に簡単に判断できる同じ村・町の住民は除外することはできませんか。
7. 被害者の情報保護については、各地裁に対応を委ねるとのことですが、対応にばらつきが出るのではありませんか。最高裁から地裁への文書による徹底などはされないのでしょうか。

<その他裁判員制度における性犯罪事件の扱いについて>

8. 性犯罪を担当する裁判員に対し、性犯罪（性暴力）やジェンダーについて研修を行う予定はありますか。
9. 被害者への心理的負担を軽減するために、被害者が希望する場合、証言時に加害者のみならず裁判員とも直接顔をあわせずにすむような措置を導入する予定はありますか。

ご回答は下記までお願いいたします。

アジア女性資料センター

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 14-10-211

TEL : 03-3780-5245 FAX : 03-3463-9752